

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで

昭和61年4月から自営業を営むにあたり、国民年金保険料、国民健康保険料、国税などの口座振替手続を行った。国民年金保険料の未納に対して、戸別訪問などによる督促をされた記憶は無い。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月に夫婦連番で払い出され、申立人は、申立期間以外、国民年金保険料の未納期間が無い上、62年5月以降は、口座振替制度を利用して保険料を納付していることが推認されることから、国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間前の昭和61年4月から7月及び、申立期間後の62年4月以降の国民年金保険料を納付していることから、申立期間の保険料のみ未納であることは不自然である。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時、営んでいた事業が順調であったと申述していることから、国民年金保険料の納付において、資力の面でも問題は無かったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

昭和 61 年 4 月から夫が自営業を営むにあたり、国民年金保険料、国民健康保険料、国税などの口座振替を行った。国民年金保険料の未納に対して、戸別訪問などによる督促をされた記憶は無い。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 7 月に夫婦連番で払い出され、申立人は、申立期間以外、国民年金保険料の未納期間が無い上、62 年 5 月以降は、口座振替制度を利用して保険料を納付していることが推認されることから、国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間前の昭和 61 年 4 月から 7 月及び、申立期間後の 62 年 4 月以降の国民年金保険料を納付していることから、申立期間の保険料のみ未納であることは不自然である。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時、夫が営んでいた事業が順調であったと申述していることから、国民年金保険料の納付において、資力の面でも問題は無かったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間、46年11月から47年1月までの期間、47年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年11月から47年1月まで
③ 昭和47年4月及び同年5月

申立期間当時、夫婦のどちらかが集金人に二人分の国民年金保険料を納付していた。集金時に納付できず、自分で役所に納付に行ったことも何回かあった。申立期間について、一緒に納付していた妻の保険料は納付とされているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、申立期間①について昭和45年10月13日付けの領収印のある領収書を所持している上、その妻も申立期間①を含めた保険料を同一日付で納付した領収書を所持しており、社会保険庁の記録でもその妻は納付済みとされていることから、夫婦で一緒に保険料を納付していたことが確認できる。

また、当初、社会保険庁の記録では昭和45年10月から46年2月までの期間について、国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が当該期間の領収書を保管していたことから、記録の訂正が行われた経緯がある上、当該期間の領収書の被保険者氏名及び市の国民年金被保険者名簿での氏名が申立人の氏名と相違しているなど、行政庁における記録の管理が不十分であった可能性も否定できない。

さらに、申立期間は3か所であるものの合計8か月と短期間であり、申

立人は申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付していることから、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる上、一緒に保険料を納付していたとするその妻も申立期間について納付しており、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和 56 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所から、申立期間に厚生年金保険の記録が無い旨の回答を得た。昭和 55 年 1 月に勤務した A 社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、厚生年金保険第四種被保険者資格を取得し、同社を退職するまで納付していた。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有している申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者原票の資格喪失日は昭和 55 年 9 月 1 日となっているにもかかわらず、その原票には申立人が申立期間直後に被保険者資格を取得した次の事業所に係る健康保険記号番号及びその資格取得日が 56 年 9 月 1 日である旨の記載が確認できる上、申立人が所有している社会保険事務所から同年 9 月 26 日に交付された「徴収決定済額取消通知書」にも、「昭和 56 年 9 月分保険料徴収決定済額取消通知」の事由として、前述の被保険者原票に記載されていた内容と同一内容が記載されている。

また、厚生年金保険第四種被保険者の資格喪失については、厚生年金保険法（昭和 60 年改正前）第 17 条第 1 項から第 5 項に規定されているが、申立人の場合、前述の昭和 56 年 9 月分保険料の徴収決定取消の事由を踏まえると、同条第 3 項（厚生年金保険の被保険者となったとき）に該当したことによるものであることがうかがえ、仮に、申立人の社会保険事務所の記録である 55 年 9 月 1 日が資格喪失とされる場合、その事由は、同条第 4 項（資格喪失の申出が受理されたとき）及び第 5 項（保険料を滞納し、督促状による指定期限までにその保険料を納付しないとき）であると考えられるが、これらの事由で資格喪失する事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者資

格を昭和 55 年 9 月 1 日に喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、かつ、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格喪失日は 56 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者の記録から 22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

昭和37年4月に、昭和36年度分の国民年金保険料1,200円をA区役所で納付した。その際、転居予定があるのでまとめて保険料を納付したい旨を話したところ、2年間分の保険料を納付できると教えてくれた。その後、B町（現在は、B市）役場で37年度及び38年度の2年間分の保険料について、印紙を買って、白い紙（印刷がしてあった）に貼り付けて提出した。39年度分の保険料は国民年金手帳に現金納入の印が押されている。国民年金手帳にはB町に転居した記録が一切書いていない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和37年4月から2年間分の国民年金保険料を、B町（現在は、B市）で前納したと主張しているところ、国民年金手帳に記載された住所変更記録、B町における国民年金被保険者名簿で申立人の記録が確認できないこと及びC町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿の住所変更等の記録などを踏まえると、申立人はA区で国民年金に加入後、42年8月にC町で国民年金の手続が取られるまでの間は、国民年金の手続が行われなかったことが推認される上、当時の保険料の前納方法は、国民年金手帳の検認台紙に印紙を貼付し（予備台紙を除く）、検認記録欄に検認印を受ける方法であったが、申立人の国民年金手帳には印紙の貼付及び検認印は無い。

また、申立期間後の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料が同年8月に過年度納付されたことは、申立人が所持している集金カード、領収証書及び国民年金手帳の検認記録欄に過年度納付を示す「現金納」と押印されていることから確認できる。一方、昭和39年度分の保険料については国民年金手帳の検認記録欄に過年度納付を示す「現金納」と押印されているものの、斜線を引き、「未納」と朱書きで訂正されており、42年8月の時点では時効により納付ができない上、集金カード及び領収証書も無

い。なお、国民年金手帳の39年度の検認台紙が切り取られているのは、誤って検認記録欄に「現金納」と押印した時に切り取られたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人自身が納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 31 日から 45 年 5 月 31 日まで
A社の運転手として、昭和 44 年 10 月 31 日から 45 年 5 月 31 日まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同社からの「申立期間当時の資料は保存していないため詳細は不明であるが、当時から勤務している従業員に確認したところ、申立人が勤務していたことは確認できた」との回答によりうかがえるものの、その勤務開始日及び勤務終了日については、当時の関連資料は無く、従業員からも証言を得ることができないことから、特定することはできない。

また、当該事業所の「申立期間当時は、厚生年金保険の加入は任意であり、従業員全員を加入させていた状況ではなかったが、従業員から請求があった場合は必ず加入させていた。また、厚生年金保険に加入させない一定期間の試用期間もあった」との回答及び元従業員の「1年程度の見習期間があった」との証言を踏まえると、事業主は採用後直ちに厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行ったとは考え難く、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番も無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 23 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 21 日から 48 年 3 月 25 日まで

昭和 45 年 3 月 23 日にA社に入社し、併設されていた幼稚園に 48 年 3 月 24 日まで継続勤務したが、厚生年金保険の記録は、45 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 21 日までの期間となっている。添付のパートタイマー入退原簿から申立期間における継続勤務の事実は証明できるので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社敷地内にあった同社の従業員の子供を対象とする幼稚園に昭和 45 年 3 月 23 日から 48 年 3 月 24 日まで継続して勤務していたことは、同僚の証言及び同社が保管していたパートタイマー入退原簿から認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保有している当該事業所における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 45 年 5 月 1 日資格取得、46 年 3 月 21 日資格喪失と記録されており、その記載に不自然さは無く、申立人の厚生年金基金における加入員記録も同一であることから、同事業所の事業主より、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出が社会保険庁の記録どおりに行われたことがうかがえる。

また、前述の入退原簿によると、申立人と同職種であった同僚が、申立人と同日（昭和 48 年 3 月 24 日）に当該事業所を退職していることが確認できるが、この同僚も申立人と同様に昭和 46 年 3 月 21 日に被保険者資格喪失となっていることから、申立人のみが被保険者資格喪失の手続がなされた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月5日から28年11月1日まで

A病院に昭和26年1月5日から29年9月25日まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は28年11月1日以降との回答をもらった。26年1月5日から継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A病院に看護婦助手として勤務していたことは、申立人が所持している同病院発行の「在職証明書」及び当時の同僚の証言から確認できるものの、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった者の職種は、同病院の人事記録及び証言から、事務員、運転手及び厨房員等の医療業務に直接従事していない従業員であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保有している当該病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日である昭和28年11月1日に被保険者資格を取得した者は206名存在するが、このうちの連絡の取れた複数名の同僚から異口同音に「看護婦全員が昭和28年11月1日から厚生年金保険に加入した」旨の証言が得られたことから、同病院の事業主は、疾病の治療、助産その他医療の事業に使用される者に強制適用被保険者の範囲が拡大された厚生年金保険法の改正（昭和28年法律第117号）の施行を受けて、同年11月1日付けで看護婦助手であった申立人を含めた医療業務従事者に係る被保険者資格取得届を提出したことが推認でき、申立人のみの記録が欠落している事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月まで
(A社)
② 昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月まで
(B社)

高校の推薦で、卒業後の昭和 38 年 4 月 1 日から A社に勤務し、B社には、同社に勤務していた友人の紹介で入社した。両事業所も在籍していたことは確かなので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が勤務していたとする A社は昭和 38 年 7 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、事業主及び従業員の同社における厚生年金保険の加入記録もそれ以前には確認できないことから、申立人は同日より前に厚生年金保険の被保険者であった事実とうかがえない。

また、当該事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主は死亡しているため証言を得ることができず、閉鎖時の事業主も「当時の資料は残っておらず、取扱いについては不明」と回答している上、同事業所が適用事業所となった日に厚生年金保険の資格取得をしている複数名の同僚に文書及び電話で照会を試みたものの、申立人を記憶している者がおらず、申立人自身も同僚の氏名を記憶していないことから、証言等が得られず、申立人の同事業所の退職日を確認することができない。

さらに、申立人は退職した時期について「次の職場に入社するまでに空白期間があったかもしれない」と申述しており、次事業所の厚生年金保険の資格取得日が昭和 38 年 9 月 2 日であることを踏まえると、申立人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に退職していたことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人の具体的な申述内容及び当時の同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、詳細は不明ではあるが、複数の同僚から「当時は従業員の出入りが激しかったので一定程度試用期間を設けていたのではないかと思う」との証言が得られたことから、当該事業所の事業主がすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者として資格取得の手続を行っていた事情はうかがえない。なお、申立期間後に申立人が同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した期間が確認できるが、当該記録は、同事業所が保有している労働者名簿と一致している。

3 社会保険事務所が保有している両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所において、申立人の記録を欠落させた事情はうかがえない。

また、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 12 月 31 日から 28 年 4 月 1 日まで
A社に昭和 26 年 6 月 3 日から 28 年 4 月 1 日まで勤務していた。26 年 12 月 31 日から 28 年 4 月 1 日までの期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社を昭和 26 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった 28 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得しているところ、双方の当時の事業主は既に死亡していることから、詳細は不明であるものの、当時の従業員からの証言を踏まえると、A社は、26 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった当初から、事業主の自宅作業場及び当初は従業員であった事業主の弟の自宅作業場（後にB社）に分かれていたことがうかがえ、その弟の厚生年金保険被保険者記録は申立人と同日に同社における被保険者資格を喪失していることから、その弟の自宅作業場は同日をもって同社から独立したことが推認できる。

また、申立人は申立期間をA社の期間として申し立てているが、申立人から提出された写真（昭和 27 年 7 月 23 日撮影）には複数の同僚が写っており、このうち1名は申立人と同様に空白期間が存在し、そのほかの3名はB社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているなど、これらいずれの同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録の存在は確認できないことから、この写真に写っている者全員は、申立期間において適用事業所ではなかった同事業所に所属していたと推認でき、申立人のみの記録が欠落している事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。